業譲渡譲受認可申請書」とあるのは「特定旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」と、第十九条中「相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書」とあるのは「相続人特定旅客定期航路事業継続認可申請書」と読み替えるものとする。

2　第七条の二から第七条の四までの規定は、特定旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を除く。）について準用する。

第十九条の四　（略）

（削る）

2　第八条、第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、法第十九条の三第三項において準用する法第十一条第一項、第十九条の二の二及び第十九条の二の三の規定による特定旅客定期航路事業の事業計画の変更の認可及び輸送の安全にかかわる情報の公表について準用する。

第十九条の三の二　（略）

（承継の届出）

第十九条の四　法第十九条の三第五項の規定により特定旅客定期航路事業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した特定旅客定期航路事業承継届出書を当該承継に係る特定旅客定期航路事業についての所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　被承継人の住所及び氏名並びに相続の場合は、被相続人との続柄

三　承継に係る特定旅客定期航路事業の概要

四　承継の年月日（相続の場合は、被相続人の死亡年月日）

五　相続の場合は、次に掲げる事項

イ　届出人以外に相続人がある場合は、その者の住所及び氏名

ロ　相続に伴う当該特定旅客定期航路事業に属する財産に関する権利義務の変動

六　合併（分割）の場合は、その方法及び条件

七　承継を必要とした理由

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　届出人が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

二　届出人（届出人が法人である場合は、その役員）が法第十九条の三第二項において準用する法第五条第一号及び第二号に該当しない旨の宣誓書

三　譲渡譲受の場合は、次に掲げる書類

イ　譲渡譲受契約書の写し

ロ　譲渡譲受価格及びその説明書

ハ　承継に係る特定旅客定期航路事業の使用旅客船が譲渡人及び譲受人以外の所有に係るものである場合は、当該旅客船を届出人が使用することに対する同意書

四　相続の場合は、次に掲げる書類

イ　戸籍謄本

ロ　承継に係る特定旅客定期航路事業を届出人が承継することに対する届出人以外の相続人の同意書

五　合併（分割）の場合は、次に掲げる書類

イ　合併（分割）契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し及び合併（分割）比率説明書

ロ　合併（分割）に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併（分割）に関する意思の決定を証するに足りる書類

（休止等の届出）

第十九条の五　法第十九条の三第六項の規定により特定旅客定期航路事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した特定旅客定期航路事業休止（廃止）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　休止（廃止）の届出に係る航路

三　休止（廃止）の年月日

四　休止の届出の場合は、休止の期間

（旅客不定期航路事業の許可申請）

第二十三条の三　法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けようとする者（以下この条において「旅客不定期航路事業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した旅客不定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一　（略）

（削る）

（旅客不定期航路事業の許可申請）

第二十三条の三　法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅客不定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一　（略）